

おくやみ ハンドブック

死亡届を提出された方へ
草津市

届出に伴う、各種手続きについてご案内があります。
このハンドブックを参考に、該当する場合はお手続きください。
亡くなられた方の住民登録地が草津市以外の場合は、各市町村
役場にお問い合わせください。

令和6年度(2024-2025)



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2024年12月発行 発行:草津市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
年金	年金の手続きが必要な方	●国民年金の手続き		☐	保険年金課	3
保険	国民健康保険または 後期高齢者医療制度の加入者の方	●資格喪失手続き ●葬祭費(5万円)の支給手続き		☐	保険年金課	3
福祉医療	福祉医療等受給券(助成券)をお持ちの方	●福祉医療等受給券(助成券)喪失の手続き		☐	保険年金課	4
介護保険	65歳以上の方または 64歳までの方で要介護認定等を受けている方	●介護保険被保険者証等の返納手続き (交付を受けている証のみ) ●介護保険料の精算手続き(65歳以上の方のみ) ●高額介護サービス費等の振込口座の変更 (対象の方のみ) ●介護保険認定申請取下書の届出 (認定申請中の方のみ)		☐	介護保険課	4
高齢者	65歳以上の方	●シルバーほっとカードの手続き		☐	長寿いきがい課	4
税金	市県民税を納めている方	(亡くなられた方が課税されている場合) ●相続人代表者の指定が必要です。 (配偶者が亡くなり、かつ御自身が課税されている場合) ●寡婦・ひとり親控除の適用ができる場合があります。		☐	税務課	5
	固定資産税を納めている方	●固定資産税の各種通知を受け取るための 代表者の届出		☐	税務課	5
	未登記家屋を所有している方	●未登記家屋の名義変更		☐	税務課	5
	納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き・納付について (口座振替の変更または廃止等)		☐	納税課	5
自動車 バイク	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方	●廃車手続き ●名義変更		☐	税務課	6
障害	障害者手帳所持者の方	●障害者手帳の返還手続き		☐	障害福祉課	6
	障害者手当受給者の方	●受給者死亡届		☐	障害福祉課	6
	自立支援医療受給者の方	●自立支援医療受給者証の返還手続き		☐	障害福祉課	7
上下水道	上下水道使用契約者である方	●使用契約者の変更 ●料金支払い方法の変更 ●使用中止等の連絡		☐	水道お客様センター	7
住民登録	世帯主が亡くなられた方	●世帯主の変更(変更届)		☐	市民課	7
犬の登録	犬の所有者になられた方	●犬の所有者の変更(変更届)		☐	生活安心課	8
市営墓地	市営墓地の墓所使用权を承継される方	●市営墓地使用权承継許可申請		☐	生活安心課	8
	市営墓地の墓所内に納骨をされる方	●納骨の届出		☐	生活安心課	8
相続相談	相続に関する相談をされる方	●相続相談ができる相談先の案内		☐	生活安心課 (市民相談室)	9
農地	農地を所有している方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		☐	農業委員会事務局	9
森林	民有林を所有されている方	●森林の土地の所有者となった旨の届出		☐	農林水産課	9

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
子ども	児童手当の支給要件児童または受給者である方	(児童が亡くなった場合) ●受給事由消滅届または額改定届 (手当の支給を受けている人が亡くなった場合) ●受給者の変更 ●未支払請求書		☐	子ども家庭・若者課	10
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者である方	(児童が亡くなった場合) ●児童扶養手当資格喪失届または額改定届 (手当の支給を受けている人が亡くなった場合) ●児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書		☐	子ども家庭・若者課	10
	配偶者が亡くなられた方	窓口でお問い合わせください。		☐	子ども家庭・若者課	10
	特別児童扶養手当の支給要件児童または受給者である方	(児童が亡くなった場合) ●特別児童扶養手当資格喪失届または額改定届 (手当の支給を受けている人が亡くなった場合) ●特別児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書		☐	子ども家庭・若者課	11
	認可保育施設(保育認定)を利用している方	(園に通う子どもが亡くなった場合) ●退園の手続き (保護者等が亡くなった場合) ●教育・保育給付認定申請内容変更の手続き		☐	幼児課	11
	公立幼稚園・公立認定こども園(教育認定)を利用している方	(園に通う子どもが亡くなった場合) ●退園の手続き (保護者等が亡くなった場合) ●教育・保育給付認定申請内容変更の手続き		☐	幼児課	12
	私立認定こども園(教育認定)を利用している方	(園に通う子どもが亡くなった場合) ※利用施設にお問い合わせください。 (保護者等が亡くなった場合) ●教育・保育給付認定申請内容変更の手続き		☐	幼児課	12
	施設等利用給付認定(無償化の給付を受けるための認定)を受けておられる方	(園に通う子どもが亡くなった場合) ※なし (保護者等が亡くなった場合) ●施設等利用給付申請内容変更の手続き		☐	幼児課	12
	児童育成クラブを御利用中の子どもが亡くなられた方	●児童育成クラブの退会手続き		☐	子ども・若者政策課	13
	小学校または中学校に通う子どもがいる保護者の方	●小・中学校の学籍に関する手続き ●就学援助に関する手続き(認定者のみ)		☐	学校教育課	13
市営住宅	市営住宅に入居されている方	●市営住宅入居家族異動の手続き ●市営住宅入居承継の手続き ●市営住宅返還の手続き		☐	市営住宅課	14
	生活保護	●生活保護に関する手続き		☐	生活支援課	14
	下水道	●公共下水道事業受益者異動届		☐	上下水道施設課	14

年金の手続きが必要な方

未支給年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金、死亡届などの手続きがあります。

亡くなられた方の年金加入状況等により手続きが異なりますので、どのような手続きが必要か確認してご案内します。
以下の書類をお持ちになりお越しください。

なお、実際のお手続きは年金事務所または街角年金相談センターにて行っていただくことができます。

手続き・持ち物

● 国民年金の手続き

- ☐ 亡くなられたことが分かる書類(死亡届等)
- ☐ 本人確認書類

受付窓口

保険年金課【1階7番窓口】 ☎077-561-2367

期限

手続きが遅れると、年金を多く受け取りすぎることとなり、返還を求められる場合もありますので、速やかにお手続きください。

未支給年金等の請求…5年以内、死亡一時金の請求…2年以内

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者の方

手続き・持ち物

● 資格喪失手続き

- ☐ 国保または後期の被保険者証
- ☐ 本人確認書類
- ☐ 死亡日が確認できる書類
- ☐ 保険料還付口座のわかるもの

● 葬祭費(5万円)の支給手続き

- ☐ 葬祭執行者(喪主)であることを証明できるもの
(葬儀社の領収書や、会葬礼状など)
- ☐ 振込先がわかるもの
- ☐ 本人確認書類
- ☐ 印かん(国民健康保険の方のみ)

受付窓口

保険年金課【1階7番窓口】 ☎077-561-2366(国民健康保険担当)
☎077-561-2358(後期高齢者医療制度担当)

期限

資格喪失手続き…喪失の日から14日以内

葬祭費(5万円)の支給手続き…2年(葬祭を行った日の翌日が起算日)

福祉医療等受給券(助成券)をお持ちの方

手続き・持ち物

●福祉医療等受給券(助成券)喪失の手続き

- ☐ 福祉医療等受給券(助成券)
- ☐ 本人確認書類

受付窓口

保険年金課【1階7番窓口】 ☎077-561-6975

期限

喪失手続き・・・喪失の日から14日以内

65歳以上の方または64歳までの方で要介護認定等を受けている方

介護保険被保険者証等の返納、及び65歳以上の方は介護保険料の精算手続き(還付またはお支払い)が必要となります。

手続き・持ち物

●介護保険被保険者証等の返納手続き(交付を受けている証のみ)

- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証
- ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

●介護保険料の精算手続き(65歳以上の方のみ)

- ☐ 還付金振込口座がわかるもの

●高額介護サービス費等の振込口座の変更(対象の方のみ)

●介護保険認定申請取下書の届出(認定申請中の方のみ)

受付窓口

介護保険課【1階16番窓口】 ☎077-561-2369

期限

できるだけ速やかに

65歳以上の方

手続き・持ち物

●シルバーほっとカードの手続き

- ☐ シルバーほっとカード(お持ちの場合)

受付窓口

長寿いきがい課【1階18番窓口】 ☎077-561-2362

期限

できるだけ速やかに
(廃止手続きが必要な高齢者福祉サービス受給の有無を確認するため)

市県民税を納めている方

手続き・持ち物

(亡くなられた方が課税されている場合)

●相続人代表者の指定が必要です。

☐ 本人確認書類(運転免許証等)

(配偶者が亡くなり、かつ御自身が課税されている場合)

●寡婦・ひとり親控除の適用ができる場合があります。

※適用には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

税務課 市民税係【1階9番窓口】 ☎077-561-2309

期限

できるだけ速やかに

固定資産税を納めている方

手続き・持ち物

●固定資産税の各種通知を受け取るための代表者の届出

☐ 本人確認書類(運転免許証等)

※同世帯でない場合、または、被相続人の住民登録地が草津市以外の場合は、
相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)が必要になります。

受付窓口

税務課 資産税係【1階10番窓口】 ☎077-561-2310

期限

できるだけ速やかに

未登記家屋を所有している方

手続き・持ち物

●未登記家屋の名義変更

☐ 未登記家屋所有権申出書

☐ 遺産分割協議書の写し

受付窓口

税務課 資産税係【1階10番窓口】 ☎077-561-2310

期限

できるだけ速やかに

納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

手続き・持ち物

●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)

☐ 本人確認書類(運転免許証等)

☐ 金融機関の口座届出印(変更の場合) ☐ 預金通帳(変更の場合)

受付窓口

納税課【1階11番窓口】 ☎077-561-2311

期限

できるだけ速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

手続き・持ち物

●廃車手続き

☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)

☐ ナンバープレート

※ナンバープレートを紛失されている場合は、遺失届と併せて弁償金として300円必要です。

●名義変更

☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)

☐ ナンバープレート

(名義変更する方が亡くなられた方と同一世帯内であれば不要)

※ナンバープレートを紛失されている場合は、遺失届、弁償金300円、相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)、イシズリ(車台番号の拓本または写真)が必要です。なお、手続きいただく方が相続人以外の場合は、併せて相続人からの委任状が必要です。

受付窓口

税務課 諸税管理係【1階8番窓口】 ☎077-561-2308

期限

できるだけ速やかに

障害者手帳所持者の方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

●障害者手帳の返還手続き

☐ 障害者手帳 ☐ 来庁される方の本人確認書類

☐ 死亡診断書等

受付窓口

障害福祉課【1階19・20番窓口】 ☎077-561-6972

期限

できるだけ速やかに

障害者手当受給者の方

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

手続き・持ち物

●受給者死亡届

☐ 未支払分がある場合は代理受取人の通帳と印鑑

☐ 来庁される方の本人確認書類と印鑑 ☐ 死亡診断書等

受付窓口

障害福祉課【1階19・20番窓口】 ☎077-561-6972

期限

できるだけ速やかに

自立支援医療受給者の方

更生医療、育成医療、精神通院医療

手続き・持ち物

●自立支援医療受給者証の返還手続き

- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 死亡診断書等

受付窓口

障害福祉課【1階19・20番窓口】 ☎077-561-6972

期限

できるだけ速やかに

上下水道使用契約者である方

今後必要な手続きを確認いたします。

手続き・持ち物

●使用契約者の変更

- ☐ 銀行預金通帳、銀行印(支払口座変更の場合)

●料金支払い方法の変更

- ☐ 銀行預金通帳、銀行印(支払口座変更の場合)

●使用中止等の連絡

受付窓口

水道お客様センター【2階】 ☎077-561-2441

期限

できるだけ速やかに

世帯主が亡くなられた方

死亡届出時に新世帯主の届出がなかった場合は、亡くなられた世帯主の次に住民票に記載されている方を新しい世帯主として登録しています。変更が必要な場合のみ手続きしてください。

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

- ☐ 本人確認書類

受付窓口

市民課【1階1番窓口】 ☎077-561-2344

期限

14日以内

犬の所有者になられた方

犬の所有者が亡くなられ、新たに犬の所有者になられた方は届出をしてください。電話での連絡も受け付けています。

手続き・持ち物

●犬の所有者の変更(変更届)

受付窓口

生活安心課【1階14番窓口】 ☎077-561-2340

期限

犬の所有者になった日から30日以内

市営墓地の墓所使用权を承継される方

市営墓地の墓所使用者が亡くなられた場合は、新たな墓所使用者を定めていただき、墓所使用权の承継許可申請をしてください。

手続き・持ち物

●市営墓地使用权承継許可申請

条件により手続きに必要な持ち物が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

生活安心課【1階14番窓口】 ☎077-561-2340

期限

できるだけ速やかに

市営墓地の墓所内に納骨をされる方

市営墓地の墓所内に納骨する場合は、納骨日が決まった時点で、納骨の届出をしてください。

手続き・持ち物

●納骨の届出

☐ 市営墓地使用許可証 ☐ 火葬許可証または改葬許可証

受付窓口

生活安心課【1階14番窓口】 ☎077-561-2340

期限

納骨する前に

相続に関する相談をされる方

手続き・持ち物

- 相続相談ができる相談先の案内
持ち物は不要です。

受付窓口

生活安心課 市民相談室【1階】 ☎077-561-2329

期限

特になし

農地を所有している方

農地の所有権や賃借権を相続等により取得した人は、その農地のある農業委員会へ届出が必要です。
(遺産分割、包括遺贈または相続人に対する特定遺贈を含みます)

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出
 - ☐ 来庁された方の本人確認書類
 - ☐ 農地の権利を取得したことが分かる書類の写し(全部事項証明書等)

受付窓口

農業委員会事務局【4階】 ☎077-561-2415

期限

相続登記後速やかに

民有林を所有されている方

地域森林計画の対象となっている民有林を所有することとなった場合に届出が必要です。

手続き・持ち物

- 森林の土地の所有者となった旨の届出
 - ☐ 当該地の位置を示す地図
 - ☐ 当該地の登記事項証明書、または権利を取得したことが分かる書類

受付窓口

農林水産課【4階】 ☎077-561-2347

期限

所有者となった日から90日以内

児童手当の支給要件児童または受給者である方

手続き・持ち物

(児童が亡くなった場合)

●受給事由消滅届または額改定届

(手当の支給を受けている人が亡くなった場合)

●受給者の変更

☐ 健康保険証 ☐ 振込先が分かるもの

☐ マイナンバー ☐ 本人確認書類

●未支払請求書

☐ 振込先がわかるもの(現在、支給対象児童の中で、一番上の児童名義のもの)

受付窓口

子ども家庭・若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

期限

児童が亡くなったときは、できるだけ速やかに。手当の支給を受けている人が亡くなったときは15日以内

児童扶養手当の支給対象児童または受給者である方

手続き・持ち物

(児童が亡くなった場合)

●児童扶養手当資格喪失届または額改定届

☐ 児童扶養手当証書(交付されていない場合は除く)

(手当の支給を受けている人が亡くなった場合)

●児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書

☐ 児童扶養手当証書(交付されていない場合は除く)

☐ 戸籍謄(抄)本や死亡診断書などの書類

☐ 振込先がわかるもの(現在、支給対象児童の中で、一番上の児童名義のもの)

受付窓口

子ども家庭・若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

期限

児童が亡くなったときは、できるだけ速やかに。手当の支給を受けている人が亡くなったときは14日以内

配偶者が亡くなられた方

配偶者が亡くなれたことにより、ひとり親となった人(対象となる児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の心身に中度以上の障害がある児童を監護する人)
利用いただけるひとり親子施策がありますので、直接窓口でお問い合わせください。

受付窓口

子ども家庭・若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

期限

できるだけ速やかに

特別児童扶養手当の支給要件児童または受給者である方

手続き・持ち物

(児童が亡くなった場合)

●特別児童扶養手当資格喪失届または額改定届

(手当の支給を受けている人が亡くなった場合)

●特別児童扶養手当受給者死亡届兼未支払手当請求書

☐ 戸籍謄(抄)本や死亡診断書などの書類

☐ 振込先がわかるもの(現在、支給対象児童の中で、一番上の児童名義のもの)

受付窓口

子ども家庭・若者課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2364

期限

児童が亡くなったときは、できるだけ速やかに。手当の支給を受けている人が亡くなったときは14日以内

認可保育施設(保育認定)を利用している方

手続き・持ち物

(園に通う子どもが亡くなった場合)

●退園届

☐ 本人確認書類

(保護者等が亡くなった場合)

●教育・保育給付認定申請内容変更届

☐ 本人確認書類

☐ マイナンバー確認書類

受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

期限

できるだけ速やかに

公立幼稚園・公立認定こども園（教育認定）を利用している方

手続き・持ち物

（園に通う子どもが亡くなった場合）

●退園届

☐ 本人確認書類

（保護者等が亡くなった場合）

●教育・保育給付認定申請内容変更届

☐ 本人確認書類

☐ マイナンバー確認書類

受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

期限

できるだけ速やかに

私立認定こども園（教育認定）を利用している方

手続き・持ち物

（園に通う子どもが亡くなった場合）

※必要手続きについて利用施設にお問い合わせください。

（保護者等が亡くなった場合）

●教育・保育給付認定申請内容変更届

☐ 本人確認書類

☐ マイナンバー確認書類

受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

期限

できるだけ速やかに

施設等利用給付認定（無償化の給付を受けるための認定）を受けておられる方

手続き・持ち物

（園に通う子どもが亡くなった場合）

※必要手続きなし

（保護者等が亡くなった場合）

●施設等利用給付申請内容変更届

☐ 本人確認書類

☐ マイナンバー確認書類

受付窓口

幼児課【さわやか保健センター2階】 ☎077-561-2365

期限

できるだけ速やかに

児童育成クラブを御利用中の子どもが亡くなられた方

退会手続きが必要です。お亡くなりになられた児童が登所されていた児童育成クラブにて直接、退会届書を記載のうえ提出してください。

手続き・持ち物

●児童育成クラブの退会手続き

持ち物は不要です。

受付窓口

登所していた児童育成クラブ

※公設児童育成クラブ(のびっ子)に登所されていた児童については、子ども・若者政策課【さわやか保健センター2階】 ☎077-562-7882でもお手続きいただけます。

期限

できるだけ速やかに

小学校または中学校に通う子どもがいる保護者の方

保護者の変更の有無を確認します。※児童・生徒が亡くなられた場合の手続きは不要です。

手続き・持ち物

●小・中学校の学籍に関する手続き

持ち物は不要です。

●就学援助に関する手続き(認定者のみ)

☐ 変更後の振込口座がわかるもの

受付窓口

学校教育課【6階】 ☎077-561-2421

期限

できるだけ速やかに

障害児通所給付費支給決定を受けておられる方

手続き・持ち物

(通所する子どもが亡くなった場合)

※手続きについて下記の受付窓口までご連絡ください。

(通所受給者証に記載の保護者が亡くなった場合)

●障害児通所給付費申請内容変更届

☐ 住民票

受付窓口

発達支援センター【渋川福祉センター3階】 ☎077-569-0353

期限

できるだけ速やかに

市営住宅に入居されている方

手続き・持ち物

●市営住宅入居家族異動の手続き

☐ 来庁者の本人確認書類

●市営住宅入居承継の手続き

☐ 来庁者の本人確認書類

承継には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●市営住宅返還の手続き

住宅の検査が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

市営住宅課【5階】 ☎077-561-2395

期限

速やかに

生活保護を受給されている方

今後必要な手続きを確認いたします。

手続き・持ち物

●生活保護に関する手続き

☐ 死亡届の写し

受付窓口

生活支援課【2階】 ☎077-561-2361

期限

できるだけ速やかに

公共下水道事業受益者の方

下水道事業受益者負担金・分担金の納付が完了していない場合のみ手続きが必要です。

手続き・持ち物

●公共下水道事業受益者異動届

持ち物は不要です。

受付窓口

上下水道施設課【2階】 ☎077-561-2402

期限

できるだけ速やかに

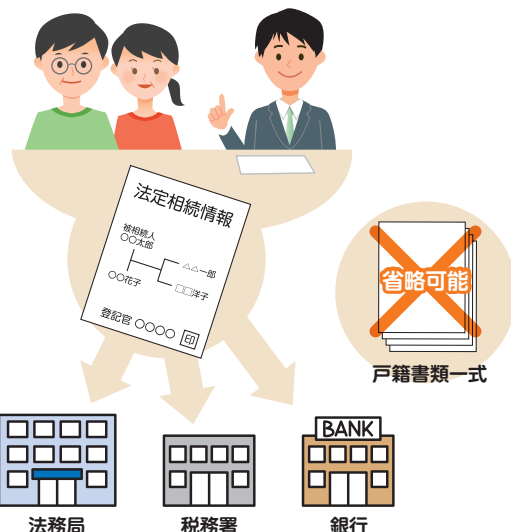
法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。



手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

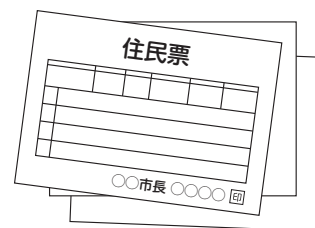
- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

草津市に死亡届を提出された方へ

お届けいただきました死亡届につきまして、関係機関から年金、保険等の手続きのために市役所で発行した「死亡届の写し」の提出を求められることがあります。申請の際には下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

申請していただくところ

令和6年3月1日以降※に提出された死亡届の写しは、本籍地または死亡届を提出された市町村で請求してください。

※令和6年2月末までに提出された死亡届については、取扱いが異なるため、詳しくは草津市役所市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。

申請理由

- 届書の写しを発行できる理由は限定されています。
国民年金、厚生年金、共済年金、郵便局の各種簡易保険の手続きに使用される場合は発行できますが、その他の手続き(民間の生命保険、厚生年金基金など)には発行できません。
- 郵便局の各種簡易保険の手続きのために届書の写しを申請される時は、簡易生命保険証書をご提示ください。

詳しくは草津市役所市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。

「死亡届の写し」は「死亡診断書の写し」と言われることもありますが、同じものですのでご承知ください。

死亡された方の住民票除票の発行について

年金、保険、相続などの手続きの関係で住民票除票が必要になることがあります。
請求できる人は、利害関係人(配偶者、直系親族等)です。
他市町村の場合は、事前に各市町村にご確認ください。

詳しくは市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。

死亡された方の戸籍(除籍)謄・抄本の発行について

年金、保険、相続などの手続きの関係で戸籍(除籍)謄・抄本が必要になることがあります。
戸籍は届書を受け付けてから2週間程度記載に日数を要しますので、その期間は証明書が発行できません。

また、戸籍(除籍)謄本について、本籍地でしか請求できませんでしたが、令和6年3月1日以降、本人、配偶者、直系親族からの請求であれば、最寄りの市町村窓口でも請求できるようになりました。

なお、抄本については、本籍地のみの請求となります。

詳しくは市民課[☎561-2344(直通)]までお問い合わせください。

メモ

[illegible]

フロアマップ

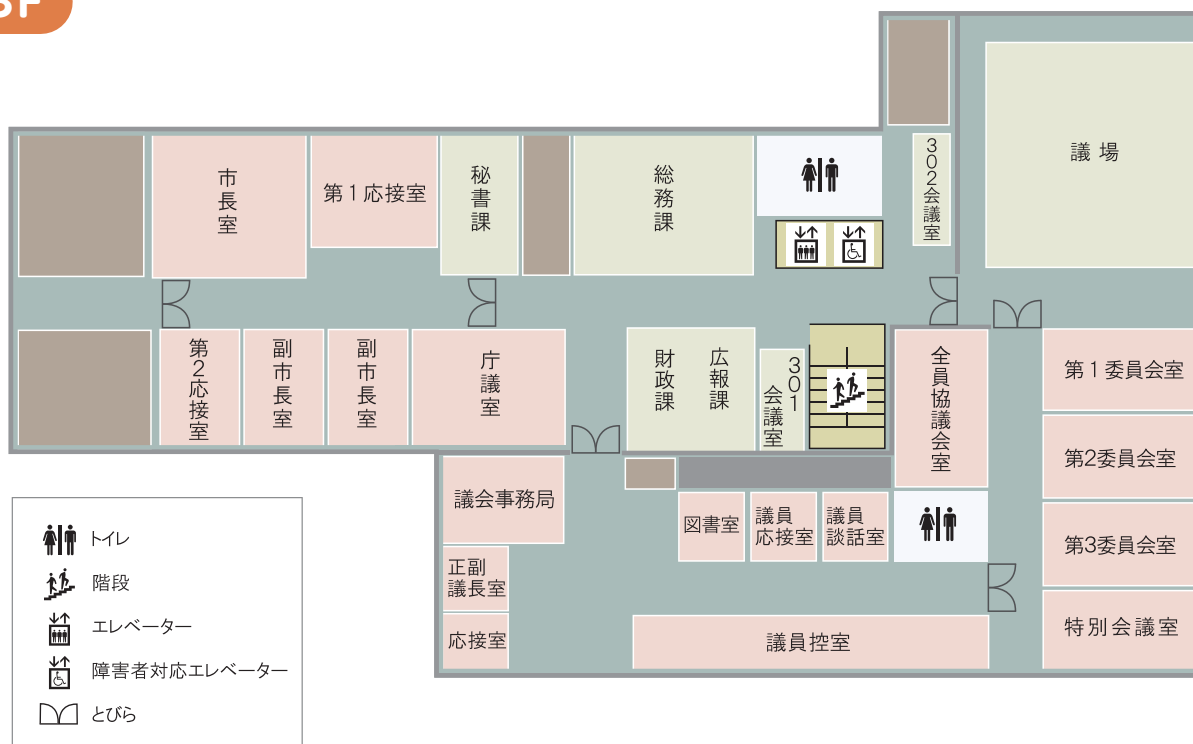
1F 市役所



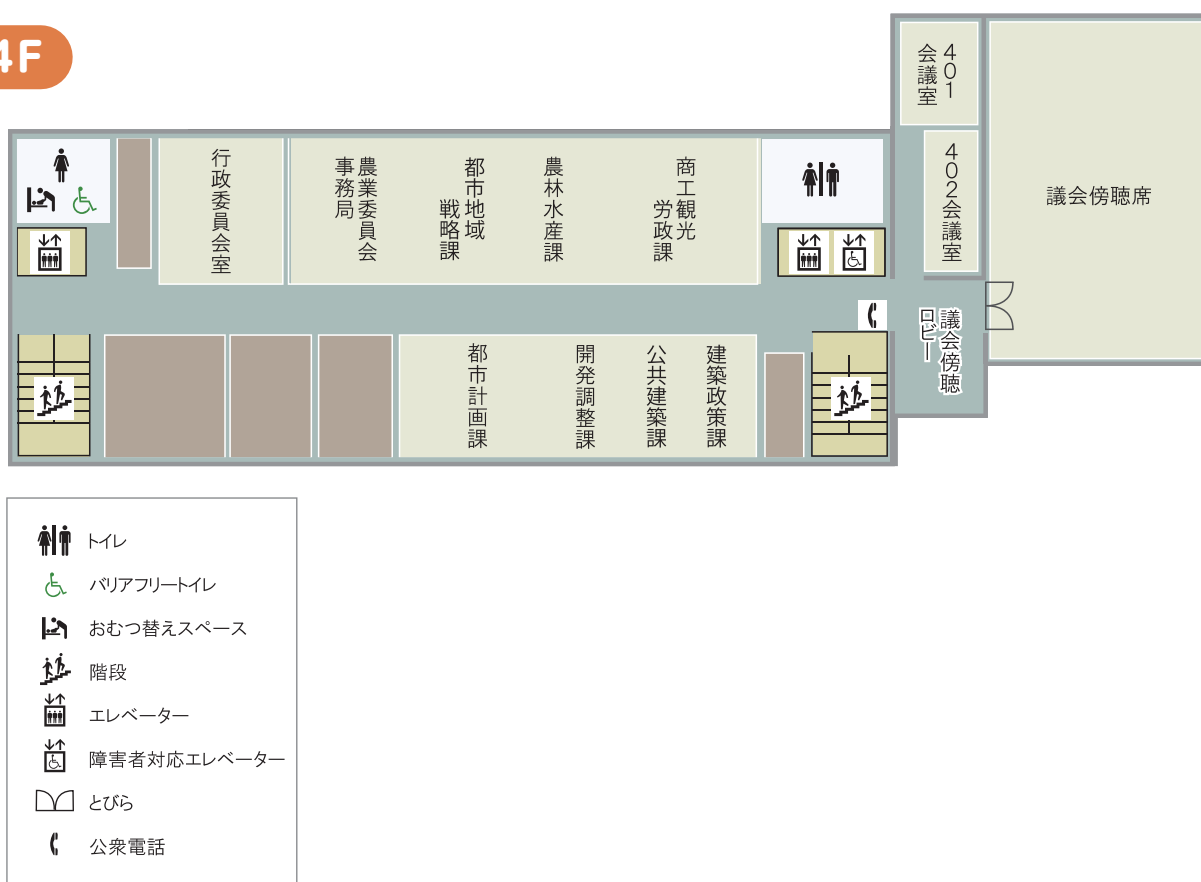
2F



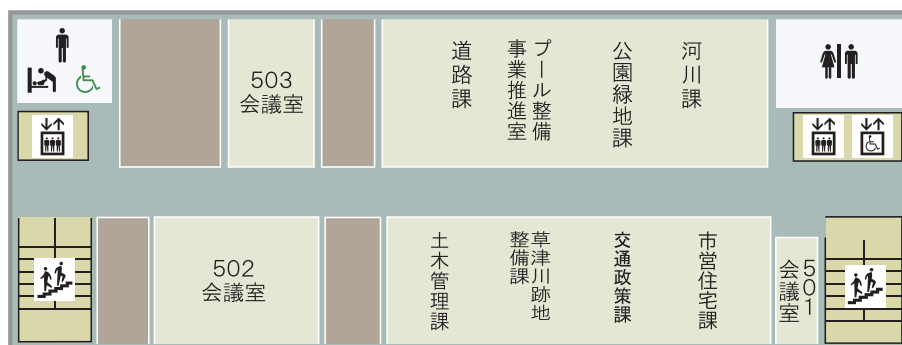
3F



4F

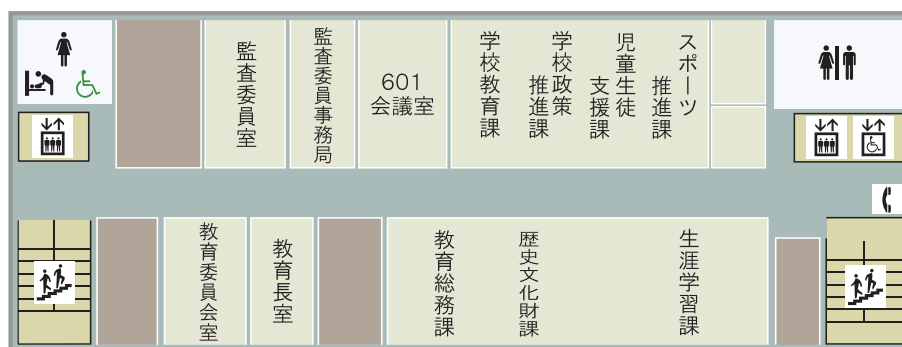


5F



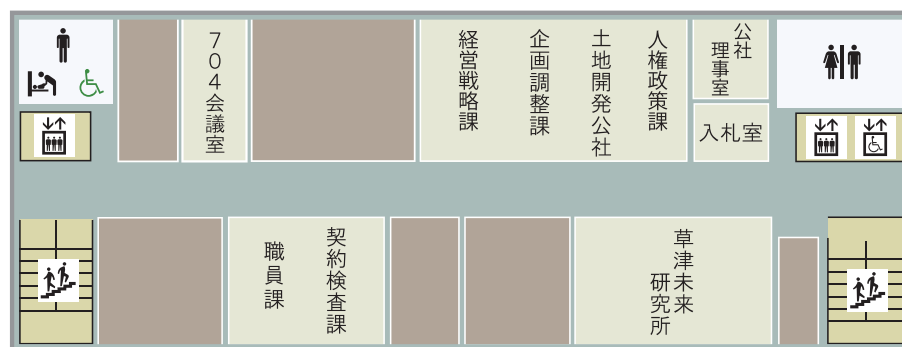
- トイレ
- バリアフリートイレ
- おむつ替えスペース
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター

6F



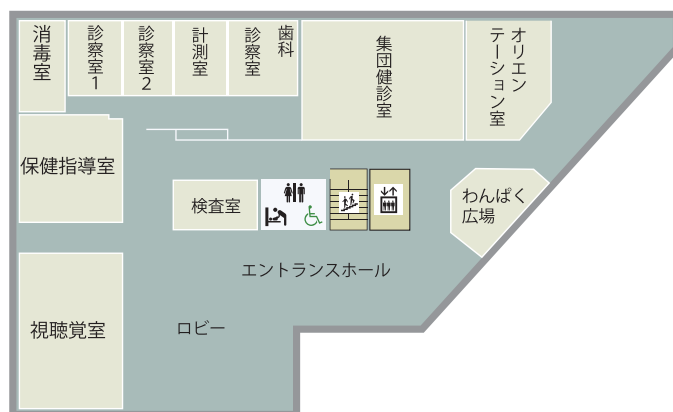
- トイレ
- バリアフリートイレ
- おむつ替えスペース
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター
- 公衆電話

7F

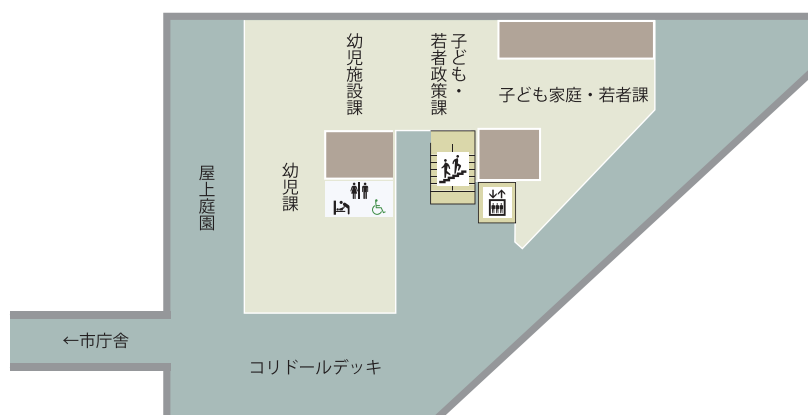


- トイレ
- バリアフリートイレ
- おむつ替えスペース
- 階段
- エレベーター
- 障害者対応エレベーター

1F さわやか保健センター



2F



3F



-  トイレ
-  バリアフリートイレ
-  おむつ替えスペース
-  階段
-  エレベーター